Tachikawa City

【令和８(2026)年３月１日開始】

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

ご利用の手引き

ver.3

立川市

目次

1．この制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ１

2．宣誓の内容と要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ３

3．宣誓の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ６

4．宣誓に必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ８

5．市から交付するもの・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ11

6．その他の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ13

7．宣誓にあたっての留意点・・・・・・・・・・・・・ｐ16

8．Ｑ＆Ａ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ｐ17

１．この制度について

立川市では、立川市男女平等参画基本条例の理念に基づき、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会を目指し、立川市第８次男女平等参画推進計画において「性の多様性及び人権尊重の推進」を掲げています。

これに基づき、令和８年３月より、多様な性的指向・性自認（性的マイノリティ等）のカップルやそのご家族を対象に、立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始することとしました。

この制度は、多様な性的指向・性自認のカップルが、ご自身の意思で互いがパートナー関係にあることを宣誓し、さらには、パートナー関係にある方の子どもや親が希望する場合には、その全員が家族関係にあることを宣誓することで、市がその宣誓があったことを証明する制度です。

この制度により、社会における性の多様性に対する理解や尊重が広まっていくことを願っています。

（1）パートナーシップ・ファミリーシップとは

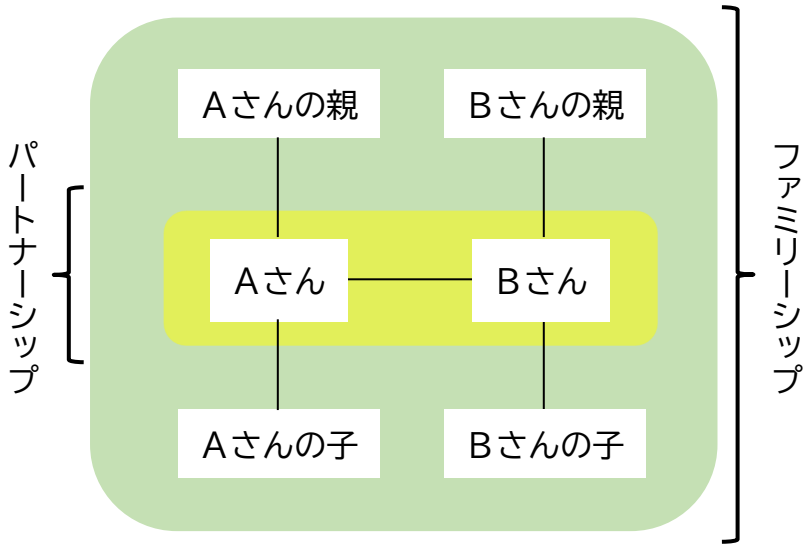
①パートナーシップ

お二人またはいずれかの方が、性的マイノリティ※1の方であって、互いを人生のパートナーとして協力し合い、生活を共にすることを約束した関係のことです。

※1性的マイノリティ：「出生時に割り当てられた性（身体的性別）と性自認が一致し、且つ性的指向は異性である」というパターンに当てはまらない方のこと。ＬＧＢＴＱ＋と表現されることもあります。

②ファミリーシップ

パートナーシップにある方の子どもや親との家族としての関係のことです。



（2）宣誓とは

パートナーシップまたはファミリーシップにあることを誓い、市長に対してこれを表明することです。

（3）宣誓対象者

①パートナーシップの宣誓

お二人またはいずれかの方※2が、性的マイノリティである方。

②ファミリーシップの宣誓

パートナーシップにある方の子どもや親。

※2パートナーシップの宣誓を希望するお二人のどちらも性的マイノリティではない場合、この制度をご利用いただくことはできません。制度趣旨を踏まえ、ご理解をお願いいたします。

２．宣誓の内容と要件

（１）宣誓の内容

宣誓していただく内容は次のとおりで、パートナーシップ宣誓とファミリーシップ宣誓で異なります。



第２号様式（第５条関係）

TACHIKAWA CITY

パートナーシップ宣誓書

私たちは、立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第５条の規定により、次のとおりパートナーシップを宣誓します。

（フリガナ） （氏名）	（フリガナ） （氏名）
（フリガナ） （通称）	（フリガナ） （通称）
（生年月日）	（生年月日）
〒 （住所）	〒 （住所）
〒 （転入後の住所※）	〒 （転入後の住所※）

※未定の場合は、「未定」と記入。

年　月　日

第３号様式（第５条関係）

TACHIKAWA CITY

ファミリーシップ宣誓書

私たちは、立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第５条の規定により、次のとおりファミリーシップを宣誓します。

パートナーシップにある人	パートナーシップにある人
（氏名）	（氏名）
（通称）	（通称）
（生年月日）	（生年月日）
〒	〒
（住所）	（住所）
〒	〒
（転入後の住所※）	（転入後の住所※）

※未定の場合は未定と記入

ファミリーシップにある人（子・親）	ファミリーシップにある人（子・親）
（氏名）	（氏名）
（通称）	（通称）
（生年月日）	（生年月日）

年　月　日

（２）宣誓の要件

①パートナーシップ宣誓の要件

ア）お二人またはいずれかの方が性的マイノリティの方であって、互いを人生のパートナーとして協力し合い、生活を共にすることを約束した関係のこと。

イ）成年に達していること。

ウ）お二人とも、市内に住所を有することまたは宣誓日から３か月以内に市内への転入予定があること。

エ）他の方と婚姻関係にないこと。

＊事実上の婚姻関係と同様の事情にないことを含みます。

オ）他の方とパートナーシップにないこと。

＊立川市の本制度及び立川市以外の同種同様の制度を含め、他にパートナーシップにある人がいないことを含みます。

カ）パートナーシップにある方と近親者※3同士ではないこと。

※3直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族の関係であることを意味します。これには、親族関係または婚姻関係が解消された後の関係を含みます。ただし、養子縁組による近親者同士については、宣誓できる場合があります。

②ファミリーシップ宣誓の要件

上記①の要件を満たすパートナーシップにある人とその子ども※4または親であること。

※4未成年の子どもは、生計同一の場合に限ります。

３．宣誓の流れ

（１）宣誓の申出（宣誓の予約）　※受付は令和８(2026)年３月１日からです。

①受付窓口

政策財務部男女平等推進課

・住所　立川市曙町 2-36-2　立川市女性総合センター　５階

・電話　042-528-6801

②提出方法

持参、郵送、電子申請のいずれか。

＊電子申請は、右２次元コードからもアクセス可。

＜電子申請はこちら＞

③提出期限

ア）【来所による宣誓を希望する場合のみ】

ａ）希望する宣誓日の遅くとも５開庁日※5前までにご提出ください。

※5外国籍の方の場合は、ｐ９に記載した婚姻要件具備証明書またはこれに準ずる書類の翻訳確認を要するため、10 開庁日前までにご提出ください。来所による宣誓を希望しない場合は、この限りではありません。

ｂ）来所による宣誓ができるのは、月・火・水・金曜日のいずれか※6です。

※6この場合でも、年末年始や祝祭日は対象外となります。

イ）持参の場合、受付可能日時は次のとおりです。

平日※7　９：00～11：30 及び 13：00～16：30

※7毎月第３木曜は女性総合センター休館日のため受付できません。

（２）市からの連絡

①来所による宣誓を希望する方へ
　来所による宣誓の日時等を記載した通知をお送りします。
　ａ）原則としてメールでお送りします。
　ｂ）宣誓場所確保の都合上、日時はご希望に沿えない場合があります。
②来所による宣誓を希望しない方へ
　ア）必要書類を持参または郵送した方
　　書類確認が完了しましたら、宣誓書の写しや宣誓書受領証明書等の受け取り方法の確認連絡をします。
　イ）必要書類を電子申請により提出した方
　　ａ）書類確認が完了した旨等のメールをお送りします。
　　ｂ）電子申請の場合、宣誓書の写しの送付はありません。
　　（電子申請の申し込み受付完了メールが写しとなります。）
③全員
　ア）ご提出いただいた書類に不備等がある場合、再提出のお願い、その他の連絡をいたします。
　　ａ）原則としてメールで連絡いたします。
　　ｂ）書類に不備が無い場合は、この連絡はありません。

（３）宣誓日（来所による宣誓希望者のみ）

①来所による宣誓が可能な日は、平日の月・火・水・金のいずれかです。
②ご予約日時ちょうどに、男女平等推進課窓口へお越しください。
　ア）お待ちいただく場所がありませんので、ご注意ください。
　イ）原則として、宣誓する方全員でお越しください。
　ウ）来所できない宣誓者がいる場合は、事前にお問い合わせください。
③本人確認書類をご持参いただき、氏名や年齢等の確認を行います。
④宣誓者全員で、宣誓書に自署（宣誓）していただきます。

（４）宣誓書受領証明書及び宣誓書受領証明カードの交付

①交付方法
　ア）女性総合センター窓口または郵送（郵便料は宣誓者負担※8-1）による交付となります。
　　※8-1郵便料が次頁イ）に記載の 140 円では不足する場合、
　　証明書等の受け取り時に不足分をご負担いただきます。

イ）郵送希望の場合、返信用として 140 円分の切手を貼った角形２号封筒を男女平等推進課へご提出※8-2ください。

※8-2返信用封筒の提出は、持参でも郵送でも可。

②交付時期

ア）来所による宣誓をした場合

宣誓後その場で交付※9します。

イ）来所による宣誓をしない場合

宣誓の申出（必要書類の提出完了※9）から概ね 10 日程度以内に交付します。

※9 ・転入予定として宣誓した場合は、転入した事実がわかる書類の提出後に交付します。

・書類不足等があった場合は、すべて揃った時点とします。

４．宣誓に必要な書類等

＊有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

＊書類名に「(写し)」と記載しているものは、コピーをご提出ください。（電子申請の場合は、原本をスキャンまたは撮影したデータを提出してください。）

（１）確認書兼申出書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓における確認書兼申出書（第１号様式）をご提出ください。

（２）宣誓書

宣誓内容に応じて、パートナーシップ宣誓書（第２号様式）又はファミリーシップ宣誓書（第３号様式）のいずれか一方もしくは両方をご提出ください。

（３）本人確認書類（写し）（宣誓者全員分）

公的機関が発行した顔写真付証明書とします。

例：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、等

（顔写真付証明書をお持ちでない場合は、お問い合わせください。）

（４）住民票の写し（宣誓者全員分）

①「住民票の写し」とは、市役所窓口等で交付された原本のことです。
②宣誓日より前３カ月以内に発行されたものをご提出ください。
（同一世帯の方の分については、複数人分を１通にまとめてください。）
③マイナンバーが記載されていないものをご提出ください。
（マイナンバーが記載されているものは、受け付けできません。）

（５）戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）（宣誓者全員分）

①宣誓日より前３カ月以内に発行されたものをご提出ください。
②宣誓を行う人全員分※10をご用意ください。

※10 ファミリーシップ宣誓の場合、パートナーシップにある方の子どもまたは親が記載されたものであれば、複数人分をまとめることも可。

（６）【外国籍の方】婚姻要件具備証明書またはこれに準ずる書類

①宣誓日より前３カ月以内に発行されたものをご提出ください。
②「これに準ずる書類」とは、独身証明書、その他のもので公的な証明のものをご提出ください。
③この書類には、翻訳者（本人も可）を記載した日本語訳を添付してください。

≪Attention≫
婚姻要件具備証明書等と日本語訳については、内容確認のため、個人が特定できる情報を除き、外部提供させていただく場合があります。

（宣誓に必要な書類は次頁に続きます。）

（７）【希望者のみ】通称名を確認できる書類（写し）

次のア）に該当するものの場合は１点、イ）に該当するものの場合は２点、ご提出ください。

ア）１点の提出で良いもの（日常的に通称を使用していることが明らかなもの）

ａ）マイナンバーカード

ｂ）資格確認書（マイナ保険証を保有していない人に交付されるもの）

ｃ）学生証

ｄ）その他、官公庁や法人が発行した身分証明書

イ）２点の提出が必要なもの

ａ）郵便物

ｂ）公共料金の領収書等

（８）【転入予定の方のみ】転入の予定が確認できる書類（写し）

転入後の自宅の賃貸借契約書の写し、等。

ア）転入後の住所が決まっていない場合は、不要です。

イ）宣誓日後、３カ月以内に転入の事実を確認できる書類をご提出いただきます。

ウ）宣誓書受領証明書及び同証明カードの交付は、この書類提出後となります。

（９）宣誓申出時のチェックリスト（窓口または郵送提出の場合）

チェックリストはこちらまたは右２次元コード先に掲載しています。

5．市から交付するもの

（1）宣誓書受領証明書

※画像はイメージで、実際に交付するもの
とは色合い等が異なる場合があります。

①パートナーシップ宣誓

パートナーシップにあるお二人に対して、１部交付します。



第４号様式（第６条関係）

TACHIKAWA CITY

パートナーシップ宣誓書受領証明書

立川市男女平等参画基本条例に基づく立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、　　年　月　日、以下のとおりお二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

市は、基本構想において、多様性を尊重し合い、自分らしく、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指しています。
さらに、基本計画においては、性の多様性への理解や人権の尊重等、多様な生き方を認め合う社会づくりを進めることとしています。

お二人が、これからも支え合い、自分らしく、いきいきと暮らし、ご活躍されることを期待しています。そして、末永い健康とご多幸をお祈りいたします。

（ふりがな）
（氏名）　　（ふりがな）
（氏名）

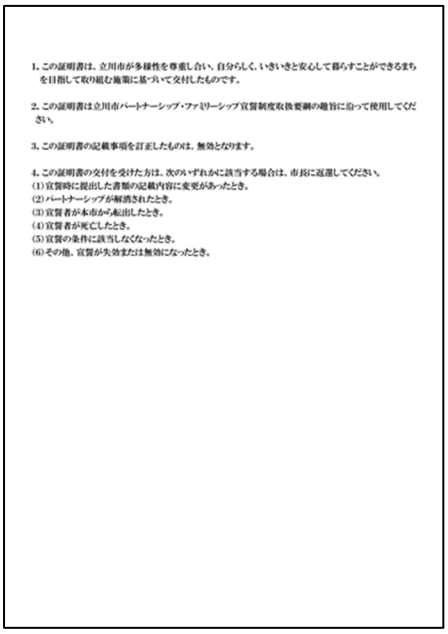
（ふりがな）
（通称）　　（ふりがな）
（通称）

（生年月日）　　（生年月日）

宣誓第　号

年　月　日

立 川 市 長



1. この証明書は、立川市が多様性を尊重し合い、自分らしく、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指して取り組む施策に基づいて交付したものです。

2. この証明書は立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度取扱要綱の趣旨に沿って使用してください。

3. この証明書の記載事項を訂正したものは、無効となります。

4. この証明書の交付を受けた方は、次のいずれかに該当する場合は、市長に返還してください。
(1) 宣誓時に提出した書類の記載内容に変更があったとき。
(2) パートナーシップが解消されたとき。
(3) 宣誓者が本市から転出したとき。
(4) 宣誓者が死亡したとき。
(5) 宣誓の条件に該当しなくなったとき。
(6) その他、宣誓が失効または無効になったとき。

②ファミリーシップ宣誓

ファミリーシップにある全員に対して、１部交付します。



第５号様式（第６条関係）

TACHIKAWA CITY

ファミリーシップ宣誓書受領証明書

立川市男女平等参画基本条例に基づく立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定に基づき、　　年　月　日、以下のとおり皆様がファミリーシップの宣誓をされたことを証します。
市は、基本構想において、多様性を尊重し合い、自分らしく、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指しています。
さらに、基本計画においては、性の多様性への理解や人権の尊重等、多様な生き方を認め合う社会づくりを進めることとしています。
皆様が、これからも支え合い、自分らしく、いきいきと暮らし、ご活躍されることを期待しています。そして、皆様の末永い健康とご多幸をお祈りいたします。

パートナーシップにある宣誓者　　パートナーシップにある宣誓者

（ふりがな）
（氏名）　　（ふりがな）
（氏名）

（ふりがな）
（通称）　　（ふりがな）
（通称）

（生年月日）　　（生年月日）

ファミリーシップにある宣誓者（子・親）　　ファミリーシップにある宣誓者（子・親）

（ふりがな）
（氏名）　　（ふりがな）
（氏名）

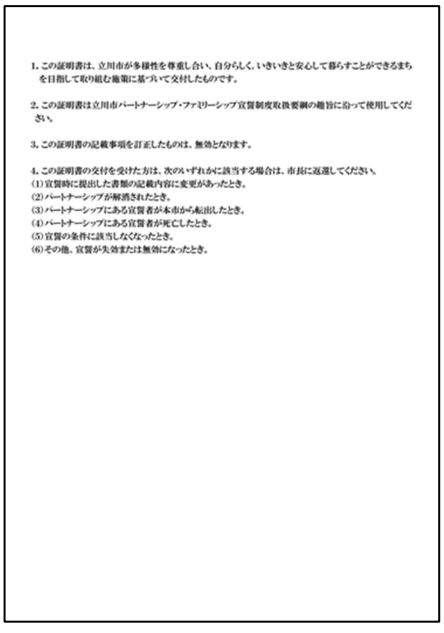
（ふりがな）
（通称）　　（ふりがな）
（通称）

（生年月日）　　（生年月日）

宣誓第　号

年　月　日

立 川 市 長



1. この証明書は、立川市が多様性を尊重し合い、自分らしく、いきいきと安心して暮らすことができるまちを目指して取り組む施策に基づいて交付したものです。

2. この証明書は立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度取扱要綱の趣旨に沿って使用してください。

3. この証明書の記載事項を訂正したものは、無効となります。

4. この証明書の交付を受けた方は、次のいずれかに該当する場合は、市長に返還してください。
(1) 宣誓時に提出した書類の記載内容に変更があったとき。
(2) パートナーシップが解消されたとき。
(3) パートナーシップにある宣誓者が本市から転出したとき。
(4) パートナーシップにある宣誓者が死亡したとき。
(5) 宣誓の条件に該当しなくなったとき。
(6) その他、宣誓が失効または無効になったとき。

（２）宣誓書受領証明カード

※画像はイメージで、実際に交付するもの
とは色合い等が異なる場合があります。

希望する宣誓者全員に交付します。
（希望者一人に対し、１部交付します。）

ア）パートナーシップ宣誓



第６号様式（第６条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証明カード

（フリガナ）
（氏名）　　年　月　日生

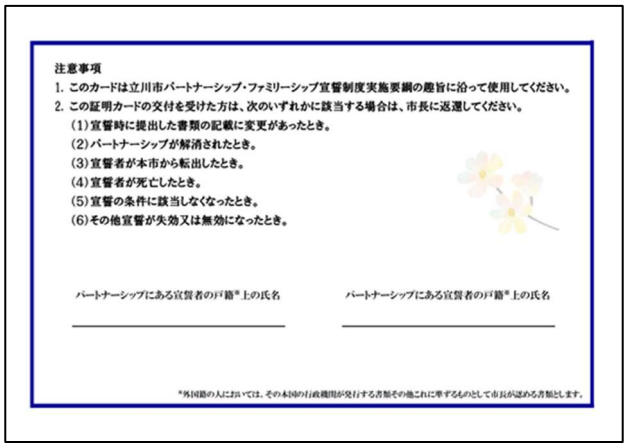
（フリガナ）
（氏名）　　年　月　日生

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定
に基づき宣誓をされたことを証します。

宣誓第　　号

年　月　日

立 川 市 長



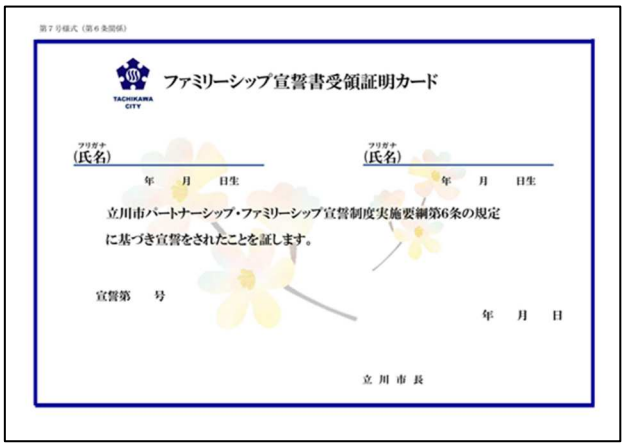
注意事項
1. このカードは立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に沿って使用してください。
2. この証明カードの交付を受けた方は、次のいずれかに該当する場合は、市長に返還してください。
（1）宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
（2）パートナーシップが解消されたとき。
（3）宣誓者が本市から転出したとき。
（4）宣誓者が死亡したとき。
（5）宣誓の条件に該当しなくなったとき。
（6）その他宣誓が失効又は無効になったとき。

パートナーシップにある宣誓者の戸籍*上の氏名

パートナーシップにある宣誓者の戸籍*上の氏名

*外国籍の人においては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類とします。

イ）ファミリーシップ宣誓



第７号様式（第６条関係）

ファミリーシップ宣誓書受領証明カード

（フリガナ）
（氏名）　　年　月　日生

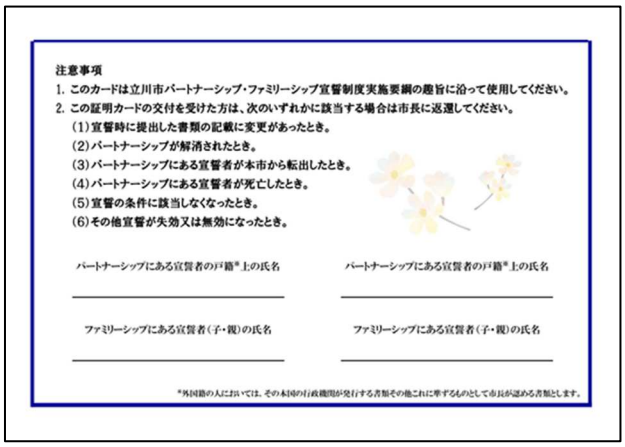
（フリガナ）
（氏名）　　年　月　日生

立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第6条の規定
に基づき宣誓をされたことを証します。

宣誓第　　号

年　月　日

立 川 市 長



注意事項
1. このカードは立川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に沿って使用してください。
2. この証明カードの交付を受けた方は、次のいずれかに該当する場合は市長に返還してください。
（1）宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
（2）パートナーシップが解消されたとき。
（3）パートナーシップにある宣誓者が本市から転出したとき。
（4）パートナーシップにある宣誓者が死亡したとき。
（5）宣誓の条件に該当しなくなったとき。
（6）その他宣誓が失効又は無効になったとき。

パートナーシップにある宣誓者の戸籍*上の氏名

パートナーシップにある宣誓者の戸籍*上の氏名

ファミリーシップにある宣誓者（子・親）の氏名

ファミリーシップにある宣誓者（子・親）の氏名

*外国籍の人においては、その本国の行政機関が発行する書類その他これに準ずるものとして市長が認める書類とします。

（３）宣誓書の写し

ご提出いただいた宣誓書（ｐ３・４を参照）の写しを１部交付します。

ア）一組に１部を交付します。

イ）電子申請による宣誓の場合、宣誓書の写しは交付しません。
（電子申請の受付完了メールをもって写しの交付とします。）

６．その他の手続

＊当面は、書類提出による手続きのみとなります。

＊電子申請は、準備でき次第、フォームを公開します。

（１）宣誓書受領証明書等の再交付

①宣誓書受領証明書等を紛失・汚損等してしまった場合、再交付ができますので、再交付申請書（第８号様式）により、申請をしてください。

②再交付の理由が紛失以外（汚損等）で且つ宣誓書受領証明書等が一部でも残っている場合は、申請の際に当該証明書等を返還してください。

（２）宣誓事項に変更が生じた場合

①宣誓事項に、下記に掲げたような変更が生じた場合、宣誓事項変更届出書（第９号様式）及び確認書類※11 の提出と交付済みの宣誓書受領証明書等の返還により、手続きをしてください。

※11 変更の事実が確認できる書類です。
次頁に代表的な例をお示ししますが、変更内容に応じて異なりますので、手続きの際は事前にお問い合わせください。

②変更の確認ができましたら、宣誓事項を変更し、変更後の宣誓書受領証明書等を再交付します。

＜代表的な変更事項と確認書類その他の提出物＞

ア）宣誓者の氏名変更

ａ）戸籍抄本

ｂ）宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）

イ）宣誓者の通称変更

ａ）マイナンバーカードや資格確認書等　※コピーをご提出ください。

ｂ）宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）

ウ）パートナーシップにある方の住所（市内転居）

ａ）住民票の写し

ｂ）宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）

エ）パートナーシップにある方の子どもや親が新たにファミリーシップの宣誓に加わるとき

ａ）パートナーシップにある宣誓者の子どもや親が掲載された戸籍抄本

ｂ）パートナーシップにある宣誓者との続柄の記載がある住民票の写し

ｃ）宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）

オ）パートナーシップにある宣誓者のお一人が亡くなられた後も、引き続きファミリーシップにあることの継続を希望する場合。

ａ）亡くなった方の死亡証明書

ｂ）宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）

カ）ファミリーシップの宣誓をした子どもや親のいずれかが、ファミリーシップを離脱する場合。

＊どなたが離脱するかにより提出書類が異なるため、事前にお問い合わせください。下記③もご参照ください。

③ファミリーシップの宣誓をした子どもや親から申出をする場合

ア）パートナーシップの宣誓をした子ども（ただし満 15 歳以上）または親は、宣誓したファミリーシップからご自身が離脱する旨を申し出ることができます。

イ）この場合、次の書類等をご提出ください。

ａ）宣誓事項変更届出書（第９号様式）

ｂ）宣誓書受領証明カード（ご自身の分）

ウ）この申出があった場合、パートナーシップにある宣誓者には、変更があった旨を通知します。（第 10 号様式）

さらに、この申出をしたご本人以外の宣誓者に対し、宣誓書受領証明書等を再交付しますので、交付済みの宣誓書受領証明書等は返還してください。

（３）パートナーシップを解消した場合または市外に転出した場合

①手続き

次の事由（失効事由）に該当する場合、パートナーシップにある宣誓者が、失効届出書（第 11 号様式）及び確認書類等（次のイを参照）をご提出ください。

ア）失効事由

ａ）ｐ５－「２．宣誓の内容と要件」－「（２）宣誓の要件」を満たさなくなったとき

ｂ）パートナーシップまたはファミリーシップ※12 を解消するとき

※12 宣誓者全員の関係を解消するときを意味します。

また、パートナーシップを解消した場合は、同時にファミリーシップも解消となります。

ｃ）パートナーシップにある宣誓者の一方が死亡したとき

イ）確認書類等

・失効事由のａ）またはｂ）に該当する場合（計３種）

宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）、宣誓書の写し

・失効事由のｃ）に該当する場合（計４種）

宣誓書受領証明書及び同カード（全員分）、宣誓書の写し

死亡の事実を確認できる書類

②失効通知

失効届出書を提出した宣誓者に対し、失効通知書（第 12 号様式）を交付します。これをもって、パートナーシップまたはファミリーシップ宣誓が失効したことを通知します。

（４）現在の宣誓内容を証明した書類の交付（宣誓事項の照会）

パートナーシップまたはファミリーシップ宣誓者は、現在もその関係が継続していることの証明が必要となった場合、照会書（第 14 号様式）により、その証明を請求することができます。

この照会書に基づき、直近の日付で宣誓事項を確認し、回答書（第 15 号様式）により、関係が継続していることの証明を交付します。

（活用例）　パートナーを扶養している場合、自身の職場から扶養手当が支給されるため、その証明として現在も関係が継続していることの証明を必要とする場合。

7．宣誓にあたっての留意点

（1）法的な効力について

パートナーシップまたはファミリーシップ宣誓自体には、法的な効力は有りません。例えば、宣誓することで直ちに法定相続人となるようなものではありません。

しかし、市では宣誓者が利用できる行政サービスがある他、民間サービスでも利用できるものが広がっています。

宣誓者が利用できる行政サービスは、こちらまたは右２次元コードからご確認ください。

（2）宣誓の無効について

次の事由に該当する場合は、パートナーシップまたはファミリーシップ宣誓が無効※13となります。

無効の事実を確認した場合は、宣誓者へ通知します。

※13 無効とは、始めから当該宣誓が成立していなかったことを意味します。

＜無効事由＞

①宣誓者のいずれかの方がパートナーシップまたはファミリーシップを形成する意思がなかったとき。

②宣誓内容に虚偽があったとき。

③転入予定として宣誓し、その後３か月以内に転入の事実を確認できなかったとき。

④その他、過失によりｐ５－「２．宣誓の内容と要件」－「（２）宣誓の要件」を満たしていなかったことが発覚したとき等、宣誓を無効にする必要が生じたとき。

８．Ｑ＆Ａ

Ｑ１　宣誓にあたり費用は発生しますか？

宣誓に費用は発生しませんが、宣誓に必要な書類の交付手数料等は自己負担となります。

Ｑ２　宣誓する人は全員同居している必要がありますか？

（１）パートナーについては、市内に在住または転入予定であれば、同居している必要はありません。

（２）パートナーの子や親については、市内に在住している必要も同居も必要ありません。ただし、未成年の子については、生計同一であることが必要です。

Ｑ３　宣誓証明書等は、宣誓したその日に交付されますか？

（１）来所による宣誓をした場合

①宣誓後に交付します。

②ただし、転入予定として宣誓した場合は、転入した事実がわかる書類の提出後に、交付します。（郵送のみ。）

（２）来所による宣誓をしなかった場合

宣誓希望の申出（必要書類の提出完了※14）後、概ね 10 日程度以内に交付します。（郵送のみ。）

※14 書類に不備等があった場合は、これらの不備が解消された時点を意味します。

Ｑ４　宣誓証明書等を活用できるのは、どのような機会ですか？

行政サービスにおいて活用できる機会は、こちらまたは下２次元コード先にてお知らせしています。

Ｑ５　来所による宣誓は必須ですか？

来所による宣誓行為は、必須ではありません。

立川市では、宣誓する方が希望される場合には来所による宣誓をしていただくことにしています。

①来所による宣誓を行わない場合、来所による宣誓を行う場合と比べ、宣誓証明書等の交付に要する日数が短くなります。

②電子申請での宣誓も受け付けております。次のＱ６をご参照ください。

Ｑ６　電子申請による宣誓の場合、必要書類はどのように提出しますか？

（１）電子申請による宣誓の場合は、こちらまたは右２次元コード先のフォームにてご提出ください。

＊電子申請は、当面、宣誓の申出のみ、受け付けています。

（２）電子申請の場合、次の書類は提出不要です。

（必要事項の入力をもって、提出があったものとなります。）

ア）確認書兼申出書

イ）宣誓書（写しの交付はありません。）

（３）次の書類は、スキャンしたデータまたは書類を撮影した画像データを提出してください。（文字が鮮明に読めるように撮影してください。）

ウ）本人確認書類

（運転免許証やパスポート等で顔写真付きのもの。）

エ）住民票の写し

オ）戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）

カ）【外国籍の方のみ】婚姻要件具備証明書またはこれに準ずる書類

（独身証明書、等）

キ）【外国籍の方のみ】婚姻要件具備証明書等の日本語訳

（ｐ８－（６）－③参照）

ク）【希望する方のみ】通称名を確認できる書類

（マイナンバーカード、等）

ケ）【転入予定の方のみ】転入の予定が確認できる書類

（賃貸借契約書の写し、等）

＊宣誓後、３カ月以内に転入したことが確認できる書類をご提出いただきます。

Tachikawa City

性の多様性に対する理解が広がり、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮できる社会となることを願っています。

発行：立川市政策財務部男女平等推進課